

2019年いよいよ始まる

「働き方改革」対応の実務セミナー

先般、成立した「働き方改革法」が2019年4月より順次、施行されます。

働き方改革の中で、実務上の大きな柱となるのは「年次有給休暇5日の時季指定」、「長時間労働の是正」です。これらについては「罰則付義務化」を伴っての規制強化とそれに伴う運用・管理についての事務が必要となります。このスムーズな運用・管理方法について実務セミナーを開催致したくご案内申し上げます。

日時 平成31年 **2月14日(木)** 14:00~16:00

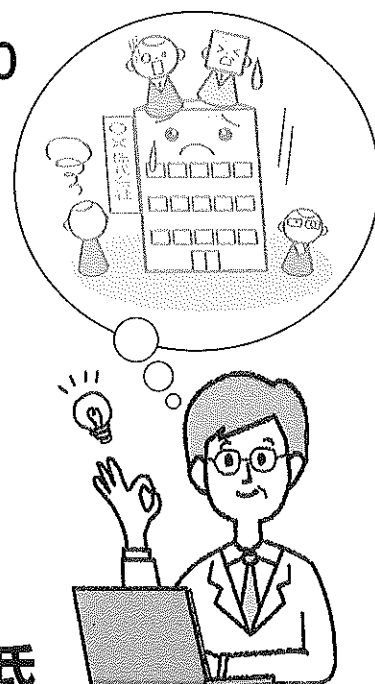
会場 **伝国の杜 2階 大会議室**
米沢市丸の内1-2-1 (TEL.0238-26-2666)

内容

- 1.年次有給休暇の時季指定**
年次有給休暇の時季指定の運用方法と取得日数の管理方法
- 2.長時間労働の是正への取り組み**
実態確認と是正の手法
時間外・休日労働協定届(36協定届)の記載の留意点

講師 協同組合 労研センター 常務理事 特定社会保険労務士 **高橋 百栄氏**

受講料 会員/無料 一般/3,000円 **持ち物** 電卓 筆記用具 **申込** 下記申込書によりFAXにてお申込みください。申込締切日: **2月8日(金)**



お問合せ先: 公益社団法人 米沢法人会 米沢市中央4-1-30 ☎0238-22-5401
案内チラシはホームページでもご覧いただけます。(URL:<http://www.y-houjin.or.jp>)

(公社)米沢法人会行き **FAX 0238-21-5909**

2月14日(木)「働き方改革」対応の実務セミナー 参加申込書

会 社 名	住 所
	TEL FAX
参 加 者 名	参 加 者 名